

第6章 国際的な取組

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

1. 障害者に関する国際的な取組

(1) 障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」は、平成18（2006）年12月、第61回国連総会本会議において採択され、平成20（2008）年5月に発効した。平成30（2018）年3月31日現在、締約国・地域・機関数は177となっている。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、平成19（2007）年9月28日、同条約に署名した。その後、障害者基本法の改正（平成23（2011）年8月）等の各種法制度整備を行い、平成26（2014）年1月20日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に我が国について発効した。

障害者権利条約では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」に提出することを定めており（条約第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。

我が国においても、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、平成28（2016）年6月に障害者権利委員会に初回の政府報告を提出した。今後は、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が行われ、同委員会の提案及び勧告を含めた最終見解が採択され、国連文書として公表される予定である（詳細については外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）を参照。）。

なお、障害者権利委員会は、条約の締約国から選ばれた18人の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行う等の活動を行う委員会である。平成28年の第9回障害者権利条約締約国会合において、国連障害者権利委員会の委員選挙が行われ、石川准氏（内閣府障害者政策委員会委員長、静岡県立大学教授）が、我が国の候補として初めて当選し、平成29（2017）年より委員として活動している。

(2) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、平成4（1992）年に我が国と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において決議された。

その最終年となる平成14（2002）年にESCAP総会において、我が国の主唱により「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、同年10月に滋賀県大津市で開催

された「ESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年（2003-2012年）」の行動計画である「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（以下「びわこミレニアム・フレームワーク」という。）が採択された。

また、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる平成19（2007）年9月にタイのバンコクで開催された「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」では、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、平成20（2008）年から5年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。

平成24（2012）年5月にESCAP総会において、我が国の共同提案により「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年（2013-2022年）」決議が採択され、同年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川（インチョン）戦略」が採択された。「仁川戦略」では、「貧困の削減と労働及び雇用見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等障害者施策に関する10の目標、与えられた期間内に達成すべき27のターゲット及びその進捗状況を確認するための62の指標が設定されている。

（3）情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、基本的枠組みである「障害者基本計画」や「障害者白書の概要」等の英語版を作成し、内閣府ホームページ（英語版サイトなど）にこれらを掲載している。

また、「平成29年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査」の実施等を通じて、諸外国における合理的配慮の提供及び環境の整備に関する指針や取組モデルの状況、障害者差別解消法制の状況、国連障害者権利委員会による審査の状況など、国際的な障害者施策の動向について情報収集を行った。

2. 国際協力等の推進

（1）国際協力の基本的な方針

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助（ODA）などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。協力を行うに当たり、対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら要請に柔軟に対応することが大切である。このため、我が国は、密接な政策対話を通じ、対象国と我が国の双方が納得いく協力を行うよう努めている。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力等の活用を通じたNGOとの連携、青年海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応している。

（2）有償資金協力

有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。

(3) 無償資金協力

無償資金協力においても、障害のある人の利用に配慮した協力を行うとともに、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与等、毎年多くの協力を行っている。平成29（2017）年度においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力により49件の障害者関連援助を、NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。また、平成29年度には日本NGO連携無償資金協力により、10件の障害者支援関連事業を実施した。

(4) 技術協力

技術協力の分野では、開発途上国の障害者の社会参加と権利の実現に向けて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、障害者を対象とした取組に加え、開発プロセスのあらゆる分野において障害者の参加を支援するために、研修員の受入れや専門家及びJICAボランティアの派遣など幅広い協力を行っている。平成29（2017）年度には「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」をはじめ12の研修コースを本邦において実施し、研修員190人を受け入れたほか、専門家5人、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等のJICAボランティア98人の派遣などを行った。また、NGOや大学等を始めとする市民団体の発意に基づく事業を実施するJICA草の根技術協力事業を活用し、平成29年度には16件の障害と開発関連事業を実施した。また、これら技術協力に日本及び開発途上国双方の障害者が参加し、中心的な役割を担うことを推進している。

技術協力プロジェクトでは、現在6つのプロジェクトを実施中である。平成28（2016）年5月に、南アフリカにおいて「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」が開始され、地域レベルでの障害についての理解の促進と障害者のエンパワメントを進めている。今後は、南アフリカが南部アフリカ地域の障害者の社会参加促進の活動基盤となることを目標としている。

平成28年5月には、モンゴルにおいて「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」が開始され、ウランバートル市内のアクセスの改善と障害者団体の能力強化、行政官を育成する等、開発の過程に障害者が参加できるように協力を行っている。また、平成27（2015）年8月から「障害児のための教育改善プロジェクト」が実施されており、障害児に対する診断・発達支援・教育モデルを構築するための活動を行っている。

平成28年8月には、パラグアイの国家障害者人権庁へ個別専門家（障害者の社会参加促進アドバイザー）を派遣し、省庁の組織力強化及び人材育成を支援している。さらに、平成29年1月には、ヨルダンにおいて「障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト」を開始しており、ジョブコーチ制度の確立と障害についての理解の促進を進め、障害者の就労促進に寄与している。平成27年3月から実施しているコロンビアの「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」においては、「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略」を策定し、今後パイロットサイトで検証を行う予定である。

(5) 国際機関等を通じた協力

援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国际機関を通じた協力も行っている。昭和63（1988）年度から国連障害者基金に対して継続的な拠出を行っており、平成27（2015）年度には7,300ドルを拠出した。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、平成29（2017）年には、障害者インクルーシブな津波防災のためのe-ラーニングツールの開発について5万ドルの支援を行った。

■ 図表6-1 技術協力の状況（平成29年度）

(1) 本邦研修

平成29年度実施研修員受入れコース	190
地域活動としての知的・発達障害者支援	11
地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計（A）	6
地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計（B）	10
地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計（C）	7
障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化	6
アフリカ地域 障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進	8
スポーツを通じた障害者の社会参加の促進	12
地域社会に根差したリハビリテーション（CBR）及び地域社会に根差したインクルーシブな開発（CBID）の導入研修	8
障がいのある子どものための授業づくり	11
障がいのある子どもへの教育制度～特別支援教育を活かしたインクルーシブ教育システムの構築～	16
共生社会実現のためのアクセシビリティの改善—バリアフリー化の推進—	12
障害統計と障害者調査	10
ヨルダン ジョブコーチ研修	6
障害者権利条約実践のための障害者リーダー能力強化	2
地域に根ざしたインクルーシブ開発による障害者の自助グループ設立と強化	15
地域活動としての知的・発達障害者支援	1
障害者リーダーシップ育成	6
マレーシア LEP2.0 障害者を対象とした就労移行支援システムの構築	12
障害のある子どもの発達支援・インクルーシブな環境での学び	16
障がいのある子どものための授業づくり	1
青年研修バングラデシュ／障がい者支援制度コース	14

注：課題別研修／国別研修／青年研修の受入人数
資料：外務省

(2) ボランティア

平成29年度青年海外協力隊		82
内訳	障害児・者支援	32
	理学療法士	23
	作業療法士	19
	鍼灸マッサージ師	1
	ソーシャルワーカー	6
	言語聴覚士	1
シニア海外ボランティア		11
内訳	障害児・者支援	6
	理学療法士	3
	ソーシャルワーカー	1
	言語聴覚士	1
日系社会青年ボランティア		2
内訳	ソーシャルワーカー	2
日系社会シニア・ボランティア		3
内訳	作業療法士	3

注：障害児・者支援、養護、理学療法士、作業療法士、鍼灸マッサージ師、ソーシャルワーカー、福祉用具、言語聴覚士の8職種を障害者支援関連職種とし、新規派遣人数を計上。短期ボランティアを含む。
資料：外務省

(3) 技術協力プロジェクト事業（平成29年度）

技術協力プロジェクト 事業名	専門家派遣 (人)	研修員受入 (人)	機材供与 (百万円)
コロンビア 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト	3	0	0
モンゴル 障害児のための教育改善プロジェクト	0	16	0
モンゴル ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト	3	16	0
南アフリカ 障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト	2	18	0
ヨルダン 障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト	2	9	0
パラグアイ（個別長期専門家） 障害者の社会参加促進アドバイザー	1	0	0

注：前年度からの継続による専門家派遣・研修員受入人数を含む。専門家派遣については第三国人材の派遣及びコンサルタント契約による専門家人数を除く。また、研修員受け入れについては協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コース分を除く。

資料：外務省

(4) 草の根技術協力事業（平成29年度障害者支援関連事業）

対象国	案 件 名
フィリピン	障がい児（者）のエンパワーメント獲得のための支援技術者育成プログラム
ブラジル	PIPAへの支援を通じた自閉症児療育・就労準備プロジェクト
ネパール	障害当事者による震災被災障害者のエンパワメントと主流化
モンゴル	モンゴル障害児療育支援事業
イラン	イランのバリアフリー支援事業
インドネシア	車いす整備・修理技術の移転 in Bali
ベトナム	心理リハビリテーションを通じた発達障害児等支援指導者育成事業
スリランカ	スリランカにおける視覚障がい者の就業支援
コスタリカ	コスタリカ自立生活推進プロジェクト
パキスタン	パキスタンラホール市における電動車いす活用による重度障害者の自立生活推進事業
ラオス	ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト
ミャンマー	障がい者の就労支援体制強化事業
南アフリカ共和国	アクセシブルなまちづくりを通じた障害者自立生活センターの能力構築
カンボジア	カンボジア地雷埋設地域の脆弱な障害者家族への生計向上支援事業
コスタリカ	障害者の社会支援システム構築プロジェクト
タイ	タイにおける知的障がい児支援人材育成プロジェクト

資料：外務省

■ 図表6-2 日本NGO連携無償資金協力（平成29年度障害者支援関連事業）

（単位：円）

実施国／地域	契約額	事 業 名
カンボジア	30,694,180	カンダール州における、障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業（第3年次）
ミャンマー	35,488,275	カレン州チャインセチ地区およびラインブエ地区における地域に根差したリハビリテーション推進事業
タジキスタン	40,498,700	ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）促進事業
ラオス	23,049,730	ラオス・ファパン県における障害者の働く場づくり（第3年次）
ラオス	21,525,790	ラオスにおける知的障害者社会自立のための生活・就労支援プログラム
エチオピア	5,365,970	チェシャ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画
アフガニスタン	70,607,878	カブール県およびバルワーン県における包括的地雷対策事業
インドネシア	3,414,703	スラカルタ市の障害者支援団体に対する障害児用中古車椅子供与による福祉政策向上への支援
ベトナム	11,588,060	ビントゥアン省、アンザン省の小学校のインクルーシブ教育研修システムの構築事業
モンゴル	53,183,130	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業

資料：外務省

TOPICS

ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト

「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」は、モンゴルの総人口の半数近くが住んでいる首都ウランバートル市において、障害者の社会参加が促進されるよう支援を行うプロジェクトである。

具体的には、専門家を現地に派遣し、障害者権利条約の理解の促進、障害統計・情報の整理、障害者団体と障害者リーダーの育成、物理・情報アクセシビリティの向上に関する人材育成と実施、障害理解を促進する障害平等研修等を実施している。その一つの成果として、モンゴル初の障害者白書が平成29（2017）年12月に完成した。

また、派遣された専門家の中には、視覚に障害のある専門家も派遣されており、現地の障害者を研修の担い手として育成している。育成されたファシリテーターによって、障害平等研修は、これまでに140回を越え、行政機関を中心に4,000名以上が受講しており、物理的バリアフリーの改善や意識改革につながっている。他にも、障害政策委員会の設立や新空港の物理アクセシビリティ評価も行うなど、現地の省庁や障害者団体と連携した活動を展開している。



障害平等研修（DET）①



障害平等研修（DET）②



障害者の物理アクセシビリティ向上に向けた人材育成①



障害者の物理アクセシビリティ向上に向けた人材育成②